コンピュータ室等の入退管理要領

改廃履歴

Rev	改 廃 内 容	実 施 日
1.0	初版	S63. 03. 01
2.0		S63. 10. 01
3.0		Н03. 06. 01
4.0		H10. 07. 01
5. 0		H15. 07. 01
6. 0		H15. 12. 01
7. 0		H17. 04. 01
8. 0		H17. 06. 01
9. 0		H17. 11. 01
10.0		H18. 04. 01
11.0	2. 管理部署および規制場所からサーバ室を削除	H26. 03. 20
12.0	2. 管理部署および規制場所から発送室を削除	H29. 09. 20

コンピュータ室等の入退管理要領

規程番号 1102-0000-02-要制定日 1988年03月01日 改正日 2017年09月20日

1. 目的

機器類の正常稼働と機密保護のため、コンピュータ室等への入退室については、管理部署の責任のもとに、次の管理規制を行う。

2. 管理部署および規制場所

運用部 コンピュータ室、県域口振室

3. 入室の制限

- (1) 入室できる者は、カードの交付を受けた者(各部でカードの貸し出しを受けた従業員等を含む) とし、他の者は原則として入室を認めない。
- (2) 上記カード未所持者の入室が必要な場合は、コンピュータ室等入室許可申請書により、管理部署の許可を受け、カード貸し出しを受ける。
- (3) 一般の外来者(見学者を含む)については、案内者が同行し室外からの見学にとどめる。
- (4) 緊急の場合は、速やかに事後報告を行う。

4. コンピュータ室等での禁止事項

- (1) 所定のスリッパを使用し、その他の履物は禁止する。
- (2) 飲食、喫煙。

以上